

令和4年1月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時  
令和4年1月28日（金）  
開会 午後1時30分  
閉会 午後1時50分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員  
農業委員11名
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者  
なし
- 6 出席した事務局職員  
事務局長、事務局次長、事務局補佐
- 7 議題等  
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第2号議案 農用地利用集積計画の決定について  
報告事項1 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、11名です。 定足数に達しておりますので、これより1月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、荒谷弘美委員、飯沼勝則委員にお願いをいたします。 本日の付議事件としては、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、第2号議案「農用地利用集積計画の決定について」が1件、でございますのでよろしくお願いいたします。

会 長	<p>それでは早速ですが、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p><b>【調書を朗読】</b></p> <p>調書の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
森下幸夫 委 員	<p>1月19日、水野政起委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、東印場町交差点から北へ約300メートルに位置しています。</p> <p>申請内容は、所有権の移転で、譲渡人は自作が困難なため、譲受人は申請地周辺で借地で耕作しており、営農地を拡大するために農地を取得するものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準から判断すると、申請者は自己所有地及び借受地のすべてを耕作している様子が伺えること、営農計画書から農作業に従事している様子が伺えること、農地台帳から下限面積20アールを満たしていることが分かります。また、現況は畑で今後も露地野菜を栽培する計画であることから周辺農地の効率的利用に支障はないものと考えます。</p> <p>以上のことから、許可基準を満たすと判断し、調査員の意見としては、許可相当と考えます。</p> <p>よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
若杉 満 委 員	<p>申請地は現に耕作されているようですが、譲受人が既に耕作しているということですか。</p>
森下幸夫 委 員	<p>譲受人が夏物野菜などをこれから栽培するものと考えます。</p>

会 長	他に質問もないようですので、第1号議案「農地法第3条の許可申請について」に賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第1号議案について許可することに決定しました。 続いて、第2号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、第2号議案について説明します。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるもので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に賃借権を設定する「一括管理方式」と呼ばれる方法に基づいた権利設定でございます。 内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【第2号議案 調書の説明】 なお、権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合していることを申し添えます。 よろしくご審議をお願いします。
会 長	説明が終わりました。これより質疑に移ります。 第2号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、第2号議案「農用地利用集積計画の決定について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第2号議案について許可相当とすることに決定しました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項1「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。

事務局 補佐	<p>それでは、報告事項1「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が2件で、173平方メートル、主な概要は、城前町地内ほかで、一般個人住宅2件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が9件で、4,489平方メートル、主な概要は、北原山町地内ほかで、一般個人住宅7件、露天駐車場1件、その他サービス1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれを持ちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局 補佐	<p>1点ございます。違反転用に対する是正指導についてです。登記簿上の地目が農地である土地で現況が非農地利用されている土地、いわゆる違反転用状態の土地の所有者に対して、適切な手続きをしてもらうよう依頼する旨の通知を発出しますので、ご承知おきください。なお、詳細については、事務連絡にて説明させていただきます。お知らせは以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会定例総会は2月28日(月)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これを持ちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>